



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和6年度

玉名横島海岸保全事業

消波施設基礎設置（第二工区1－2）工事

積 算 書

（当初）

九州農政局
玉名横島海岸保全事業所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	消波施設基礎設置（第二工区1－2）工事

工事別工事名:消波施設基礎設置（第二工区1－2）工事

項 目 名	数 量	単 位	金 額	備 考
工事価格			114,700,000	
・工事原価			97,887,000	
純工事費			77,222,000	
・直接工事費			69,218,000	
・直接工事費（仮設工を除く）	1.000	式	69,218,000	
・直接工事費（仮設工）	1.000	式	0	
・間接工事費			28,669,000	
・共通仮設費			8,004,000	
・事業損失防止施設費	1.000	式	0	
・運搬費～営繕費等				
$69,218,000 \times ((7.630 \times 1.000) \times 1.100 \times 1.020 \times 1.000)$			5,925,000	
・運搬費	1.000	式	0	
・準備費	1.000	式	0	
・安全費	1.000	式	0	
・役務費	1.000	式	0	
・技術管理費	1.000	式	1,533,000	
・営繕費等	1.000	式	0	
・現場環境改善費			546,000	
・現場環境改善費（率計上）				
$69,218,000 \times (0.790)$			546,000	
・現場環境改善費（積上）	1.000	式	0	
・現場管理費			20,665,000	
・現場管理費（率計上）				
$77,222,000 \times ((23.170 \times 1.000) \times 1.100 \times 1.050 \times 1.000 + 0.000 - 0.000)$			20,665,000	
・現場管理費（積上）	1.000	式	0	
・現場管理費（一般管理费率対象外）	1.000	式	0	
・工期延長等に伴う現場維持等の費用	1.000	式	0	
・官貸額（直工）	1.000	式	0	
・官貸額（事業損失防止）	1.000	式	0	
・官貸額（直工・事業損失防止除く）	1.000	式	0	
・一般管理費等				
$97,887,000 \times (17.140 \times 1.000 + 0.04)$			16,816,000	
・一括計上価格	1.000	式	0	
支給品費			0	
支給品費（直工・事業損失防止）			0	
支給品費（直工）			0	
処分費等（直接工事費の内数）			0	
処分費（準備費の内数）			0	
処分費（事業損失防止施設費内数）			0	
処分費等（率対象外）			0	

工事別工事名:消波施設基礎設置(第二工区1-2)工事

九州農政局

[illegible]

工事別工事名:消波施設基礎設置(第二工区1-2)工事

九州農政局

工事別工事名:消波施設基礎設置(第二工区1-2)工事

九州農政局

[illegible]

[illegible]

事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	消波施設基礎設置（第二工区1ー2）工事

工事別工事名:消波施設基礎設置（第二工区1ー2）工事

コード	名 称 (規 格)	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** B単ー 1号 ***					
000001	捨石工					歩A
	捨石 300kg～600kg, 海上投入		m3		1,000	当たり算出
S02116	捨石	1,000	m3	9,000	9,000	S単 8号
	300kg～600kg, 海上投入,,					
	合 計				9,000	
	単 価				9,000	
	*** B単ー 2号 ***					
000002	捨石工					歩A
	捨石 10kg～200kg, 海上投入		m3		1,000	当たり算出
S02116	捨石	1,000	m3	7,100	7,100	S単 9号
	10kg～200kg, 海上投入,,					
	合 計				7,100	
	単 価				7,100	
	*** B単ー 3号 ***					
000003	コンボス撤去工		本		1,000	歩A 当たり算出
T00006	コンボス撤去工	1,000	本	2,365	2,365	T単 3号
	合 計				2,365	
	単 価				2,365	
	*** B単ー 4号 ***					
000004	コンボス復旧工		本		1,000	歩A 当たり算出
T00007	コンボス復旧工	1,000	本	2,365	2,365	T単 4号
	合 計				2,365	
	単 価				2,365	
	*** B単ー 5号 ***					
000005	沈下板継足		本		1,000	歩A 当たり算出
	1m					
S02116	継足管	1,000	本	3,800	3,800	S単 10号
	L=1,000mm,,					
S02116	硬質ポリ塩化ビニル管	0,250	本	5,440	1,360	S単 11号
	一般管VP 径100 長4.0m,,					
	合 計				5,160	
	単 価				5,160	
	*** B単ー 6号 ***					
000006	動態観測（沈下）		回		1,000	歩A 当たり算出
T00001	動態観測（沈下）	1,000	回	8,260	8,260	T単 1号
	合 計				8,260	
	単 価				8,260	
	*** B単ー 7号 ***					
000007	動態観測（変位）		回		1,000	歩A 当たり算出
T00002	動態観測（変位）	1,000	回	12,831	12,831	T単 2号
	合 計				12,831	
	単 価				12,831	

[illegible]

事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	消波施設基礎設置（第二工区1ー2）工事

工事別工事名:消波施設基礎設置（第二工区1ー2）工事

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S単ー 1号 ***					
S02111	レベ`ル		日		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	レベ`ル 3級			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械器具損料コード 2)機械器具規格	M60023 3級		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)単価の入力	2,520円		深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
M60023	レベ`ル 3級	1.000	日	2,520	2,520	
	合 計				2,520	算出数量 1.000 各単位
	単 価				2,520	
	*** S単ー 2号 ***					
S02111	トータルステーション		日		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	トータルステーション 3級			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械器具損料コード 2)機械器具規格	M60213 3級		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)単価の入力	3,360円		深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
M60213	トータルステーション 3級	1.000	日	3,360	3,360	
	合 計				3,360	算出数量 1.000 各単位
	単 価				3,360	
	*** S単ー 3号 ***					
S02112	エンジン式コンボス引抜機		日		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	エンジン式コンボス引抜機			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械器具賃料コード 2)機械器具規格	F96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)単価の入力	20,000円		深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
F96001	エンジン式コンボス引抜機	1.000	日	20,000	20,000	
	合 計				20,000	算出数量 1.000 各単位
	単 価				20,000	
	*** S単ー 4号 ***					
S02115	土木一般世話役		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	土木一般世話役			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R01001 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
R01001	土木一般世話役	1.000	人	28,968	28,968	
	合 計				28,968	算出数量 1.000 人
	単 価				28,968	
	*** S単ー 5号 ***					
S02115	普通作業員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	普通作業員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R01003 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
R01003	普通作業員	1.000	人	20,706	20,706	
	合 計				20,706	算出数量 1.000 人

事業名	玉名横島海岸保全事業					
工事名	消波施設基礎設置（第二工区1－2）工事					
工事別工事名:消波施設基礎設置（第二工区1－2）工事						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	単 価				20,706	
	*** S単－ 6号 ***					
S02115	特殊作業員		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	特殊作業員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R01002 基 (D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:4週8休以上	
R01002	特殊作業員	1,000	人	24,582	24,582	
	合 計				24,582	算出数量 1,000 人
	単 価				24,582	
	*** S単－ 7号 ***					
S02115	軽作業員		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	軽作業員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R01004 基 (D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:4週8休以上	
R01004	軽作業員	1,000	人	16,422	16,422	
	合 計				16,422	算出数量 1,000 人
	単 価				16,422	
	*** S単－ 8号 ***					
S02116	捨石		m3		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	捨石 300kg～600kg, 海上投入,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 資材区分 2) 地域資材単価コード (P) 3) 地区資材単価コード (J) 4) 施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:4週8休以上	
P96001	捨石 300kg～600kg, 海上投入	1,000	m3	9,000	9,000	
	合 計				9,000	算出数量 1,000 各単位
	単 価				9,000	
	*** S単－ 9号 ***					
S02116	捨石		m3		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	捨石 10kg～200kg, 海上投入,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 資材区分 2) 地域資材単価コード (P) 3) 地区資材単価コード (J) 4) 施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P96003		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:4週8休以上	
P96003	捨石 10kg～200kg, 海上投入	1,000	m3	7,100	7,100	
	合 計				7,100	算出数量 1,000 各単位
	単 価				7,100	
	*** S単－ 10号 ***					
S02116	継足管		本		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	継足管 L=1,000mm,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 資材区分 2) 地域資材単価コード (P) 3) 地区資材単価コード (J) 4) 施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P96002		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:4週8休以上	

[illegible]

工事別工事名:消波施設基礎設置 (第二工区1-2) 工事

九州農政局

事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	消波施設基礎設置（第二工区1－2）工事

工事別工事名:消波施設基礎設置（第二工区1－2）工事

コード	名 称 (規 格)	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** T単－ 1号 ***					
T00001	動態観測（沈下）		回		1,000	歩A 当たり算出
S02115	特殊作業員	0.140	人	24,582	3,441	S単 6号
S02115	軽作業員	0.140	人	16,422	2,299	S単 7号
S02111	レベル 3級	1.000	日	2,520	2,520	S単 1号
	合 計				8,260	算出数量 1,000 回
	単 価		回		8,260	
	*** T単－ 2号 ***					
T00002	動態観測（変位）		回		1,000	歩A 当たり算出
S02115	特殊作業員	0.190	人	24,582	4,671	S単 6号
S02115	軽作業員	0.190	人	16,422	3,120	S単 7号
S02111	トータルステーション 3級	1.500	日	3,360	5,040	S単 2号
	合 計				12,831	算出数量 1,000 回
	単 価		回		12,831	
	*** T単－ 3号 ***					
T00006	コンボス撤去工		本		489,000	歩A 当たり算出
S02115	土木一般世話役	3.000	人	28,968	86,904	S単 4号
S02115	普通作業員	30.000	人	20,706	621,180	S単 5号
S16002	交通船[鋼製] ,D 150PS型 15.0GT, 交替制補正対象外, 運転1日当たり算出	5.000	日	58,672	293,360	S単 12号
S02112	エンジン式コンボス引拔機	5.000	日	20,000	100,000	S単 3号
Y00004	雑品	0.050		1,101,444	55,072	
	合 計				1,156,516	算出数量 489,000 本
	単 価		本		2,365	
	*** T単－ 4号 ***					
T00007	コンボス復旧工		本		489,000	歩A 当たり算出
S02115	土木一般世話役	3.000	人	28,968	86,904	S単 4号
S02115	普通作業員	30.000	人	20,706	621,180	S単 5号
S16002	交通船[鋼製] ,D 150PS型 15.0GT, 交替制補正対象外, 運転1日当たり算出	5.000	日	58,672	293,360	S単 12号
S02112	エンジン式コンボス引拔機	5.000	日	20,000	100,000	S単 3号
Y00004	雑品	0.050		1,101,444	55,072	
	合 計				1,156,516	算出数量 489,000 本
	単 価		本		2,365	

令和 6 年度 玉名横島海岸保全事業

消波施設基礎設置（第二工区 1－2）工事

特 別 仕 様 書

九州農政局玉名横島海岸保全事業所

第1章 総則

令和6年度 玉名横島海岸保全事業消波施設基礎設置（第二工区1－2）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、玉名横島海岸保全事業に基づく第二工区1の離岸堤基礎工を実施するものである。

2. 工事場所

熊本県玉名市横島町共栄地先

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

（1） 捨石工 $V = 7,520 \text{ m}^3$

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

本工事は標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。

第3章 施工条件

1. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者等の確保などが図られる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約締結するまでの間に、様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている200日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに様式1と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設

物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年9月29日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

2. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意する。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等69日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日及び夏季休暇を含んでいる。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休（5月3日～5月6日）、夏季休暇（8月13日～8月15日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後6時から午前8時まで。

なお、上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。

氏名については、別に通知する。

7. 工事用資材の海上搬入

（1）石材（捨石 300～600kg/個、10～200kg/個）は、船舶により直接投入することとし、海上搬入期間は9月末までを予定している。

なお、使用に先立ち、資材搬入計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事場所の土質は、砂質土、粘質土及び礫質土を想定している。

2. 潮位

本地区の潮位は、次のとおりである。

(潮位)

設計高潮位	(H. H. W. L.) : T. P (+) 3. 30m
朔望平均満潮位	(H. W. L.) : T. P (+) 2. 28m
平均水位	(M. S. L.) : T. P (+) 0. 025m
朔望平均干潮位	(L. W. L.) : T. P (-) 2. 47m
低極潮位 (既往最低)	(L. L. W. L.) : T. P (-) 3. 05m

3. 関連工事

本工事に関連して次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

令和6年度 玉名横島海岸保全事業

横島荷揚場施設整備その2他工事 (仮称)

(施工予定時期 令和7年3月 ～ 令和7年10月)

玉名市発注工事

横島漁港外1件しゅんせつ工事 (仮称)

(施工予定時期 令和7年4月 ～ 令和7年8月)

4. 第三者に対する措置

(1) 現場搬入路等

1) 海上運搬対策

漁場境界の作業航路は関係機関と協議し利用しなければならない。

なお、船舶の航行に際しては、建干し網、海苔網及び標識等に損傷を与えないよう注意するとともに、必要に応じて関係機関及び関係者と連絡を取り施工しなければならない。

(2) 環境保全

1) 工事に使用する作業機械等から発生した廃油等は「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

2) 工事資材等が海中に落下しないよう、必要な措置を講じるものとする。

また、工事の廃材、残材等を海中及び地区内に投棄してはならない。

海中に落下物が生じた場合は監督職員に報告するとともに、自らの負担と責任で撤去し、処理しなければならない。

(3) 保安対策

- 1) 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、資材搬入等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 海上搬入時は、下表のとおり交通誘導船を配置し安全な航行管理に努めなければならない。

配置場所	交通誘導船	編成	配置予定期間
横島漁港近郊海域	1名/日	1名	昼間

- 3) 工事の施工に当たっては、共通仕様書に示すものの他、海上衝突予防法、航路標識法、海洋汚染防止法、船舶安全法、その他海上工事における関係法令を遵守すること。
- 4) 施工区域及びその周辺に、夜間に作業船等を停泊させる場合には、当該船舶に点滅灯を設置しなければならない。

5. 関係機関との調整

地元関係者との工事調整は発注者にて行っているが、詳細については地元関係者と打ち合わせるものとする。

第5章 工事用地等

工事用地及び工事施工上必要な用地は発注者で確保しているが、詳細は別に通知する。

第6章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第7章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

(1) 石材類

材 料 名	規格・品質	備 考
捨石	300～600kg/個 JIS A 5003 の硬石とする。 規格外（重量が 300kg/個未満）の混入率は重量比で 20%以下。 上限 600kg 超は規定しない。	

材 料 名	規格・品質	備 考
	10～200kg/個 JIS A 5003 の硬石とする。 規格外（重量が 10kg/個未満）の混入率は重量比で 20%以下。 上限 200kg 超は規定しない。	

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
石材	試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

なお、その他の材料は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

材 料 名	検査及び試験項目	備 考
石材	ふるい分け試験	抽出

4. 有害物質の溶出の規制

- (1) 本工事で使用する石材は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋め立て場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）」に基づき分析を行うものとし、基準を満足したものでなければならない。

- (2) 分析頻度は、採石場毎に行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

なお、過去において、分析を行ったものがあれば、その分析結果を提出できるものとする。

第8章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、図面「位置図」に示す（基-3）、（基-4）、（基-5）を使用しなければならない。

(2) 中間技術検査

- 1) 発注者から低入札価格調査制度における調査対象工事として、中間技術検査を実

施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(3) 施工一般

- 1) 本工事の基礎地盤は、非常に軟弱な地盤であることから、施工に当たっては十分留意し施工するものとする。

なお、施工途中において堤防及び周辺地盤に異常が認められた場合は、施工を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

- 2) 監督職員の確認を受けた後、基礎地盤の沈下に起因して出来形（標高）に不足が生じた場合は、その不足部分について受注者の責としない。

2. 再生資源等の利用

(1) 建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

4. 捨石工

- (1) 軟弱地盤における工事の特性を考慮した施工を行い、監督職員の検測又は確認を受

けた後、沈下及び地盤の変形等に起因する出来形面の不揃いを生じた場合は受注者の責としない。

- (2) 施工中、地盤の異常な挙動が見られたときは、監督職員と協議するものとする。
- (3) 本工事で使用する捨石材料の搬入は、海上輸送を想定している。
- (4) 捨石施工量の検収は、原則として全量船舶荷台測定による検収を行うものとする。
- (5) 捨石施工場所の沈下が著しい場合は監督職員と協議するものとする。
- (6) 既設沈下板の隣接箇所は、10～200kg/個の捨石を使用しなければならない。

5. 撤去工

- (1) 事前にコンポスの現況位置を確認し、座標等の情報を監督職員に報告するものとする。
- (2) 撤去後の資材は、横島荷揚場に仮置きするものとする。なお、破損し流用出来ない資材の取扱については別途協議するものとする。

6. 復旧工

- (1) 横島荷揚場に仮置きした資材を使用し、従前のおり配置するものとする。

7. 観測計器工

(1) 沈下板

- 1) 沈下板は、地盤面の沈下量を計測することを目的として設置しているものであり、水準測量及び基準点測量により初期値、施工中及び施工完了後の計測を行うものとする。

沈下板ロッドは、盛立に合わせ順次継足し（1.0m/本）を行うものとする。

なお、継足ロッドは、事前に監督職員による確認を受けるものとする。

- 2) 受注者は、次の事項について記載した沈下板設置計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

①沈下板ロッド継足し時の確認方法

②沈下板周辺での施工方法

第9章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書によるものとする。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次による。

1) 品質管理

種 別		試験（測定）項目	試験（測定）基準
捨石	採石場	ふるい分け試験	採取場所が変わる毎
	現場	ふるい分け試験	1. 採取場所が変わる毎 2. 5,000m ³ 毎

3. 動態観測

(1) 一般事項

受注者は次に示す計測項目及び計測方法等により動態観測を行い、その結果をもって安定管理を行わなければならない。

安定管理の結果、離岸堤に著しい挙動が生じた場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

なお、安定管理の手法は、別途指示する。

(2) 計測項目及び計測方法

本工事の動態観測において計測する計測項目、計測計器名及び計測方法は、次のとおりとする。

観測項目	計器名	計測方法
沈下量・変位量	沈下板（別紙参照）	直接測量

1) 捨石開始前に、速やかにかつ正確に初期値を測定するものとする。

2) 初期値は、地盤高及び計測計器の標高についても併せて測量するものとする。

なお、測定方法等詳細については、事前に監督職員と十分打合せを行うものとする。

(3) 観測頻度

観測頻度は、原則として下記に基づき、休業日を除き実施するものとする。

また、計測した値は、監督職員に提出するものとし、計測頻度（回数）は現場の実情に応じて変更することがある。

計測計器名	計測頻度（回数） 施工開始～工事完了後 1 週間まで
沈下板	1 回/日

※計測は作業開始前干潮頃に実施

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」とい

う)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」(※)に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」(※)及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第10章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 土質及び地質条件等による変更がある場合
2. 第三者との協議によるもの
3. 関連工事との調整により設計変更が生じた場合
4. 関係機関等との協議によるもの

- 5. 遠隔確認の試行を行う場合
- 6. 気象条件に伴い作業が生じた場合
- 7. その他

第 11 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定 義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を別途示す V E 提案書（共通仕様書 様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱に関する事項
 - ⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

- 1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただ

し、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

- 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副 2 部

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確した場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確した場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項及び「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、

開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部及び事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人及び監督職員の協議により定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長（議長）、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記 6. (1)、(2)、(3) 及び (4) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に限らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

7. 週休 2 日による施工

(1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。

受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作

業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

1) 補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上〕
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わず減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2

月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。) 別紙 8 (事業(務)所長用)に示す、「7. 法廷遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

(6) 週休 2 日制の促進

1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。

2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で 4 週 8 休以上(現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は 100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点評価にあたっては、以下のとおりとする。

①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休 2 日(4 週 8 休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

②現場閉所による月単位の週休 2 日相当(4 週 8 休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙 3-1 に示す「2. 施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休 2 日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他[理由:現場閉所により月単位の週休 2 日(4 週 8 休以上)の確保を行った。]

○事業(務)所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他[理由:現場閉所により月単位の週休 2 日(4 週 8 休以上)の確保に取り組んだ。]

③現場閉所による週休 2 日相当(4 週 8 休以上)が達成したことに加え、対象期間内のすべての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1 点を加点評価する。

○事業(務)所長用

□その他[理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに、すべての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- 3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの使用を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便座
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣装掛け等のフック付又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と洗面器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、

見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（2）用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

（3）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

（4）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（5）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（6）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数：1.2

10. 労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

11. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議する

ものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

12. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日未満となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者が、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工積算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - ・運搬費：建設機械の運搬
 - ・準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（様式4）（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. 建設副産物の取扱に係る補足

(1) 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

(3) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「(2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(4) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評定項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。

☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。

☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第 12 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇 〇 〇 〇 工 事
工 事 場 所	〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代わ りに貸しビル、マンション、民家 等を長期借上げする場合に要 する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送（水上輸 送を含む）をするために要する 費用（運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む）	
	小 計			
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の 食 事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

(様式4)

実績変更対象経費に関する内訳書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	運搬費	建設機械の運搬費	建設機械の運搬等に要する費用	
	準備費	抜開・除根・除草費	準備作業に伴う伐開、除根、除草作業に要する費用	
合 計				

別添

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成 12 年 11 月 15 日付け 12 経第 1772 号大臣官房経理課長通知）別表 1（第 3 条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表 1、13、14、17 及び 24 に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が 180 日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 部分払の回数

① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第 38 条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

② 工事請負契約書第 38 条第 1 項の部分払請求の上限回数について

部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）

③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第 42 条第 3 項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が 4 になる場合を除き、上限回数に 1 を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第 35 条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第 41 条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

(前金払)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により請求された前払金額が請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に請負代金額の 10 分の 2 に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払がされた場合において、第 1 項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が 121 日以上（ただし、工期 270 日以下の工事については、61 日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第 20 条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の払を受けるための請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に第 1 項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。

7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の 10 分の 4 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第

3 項から第 6 項までの規定を準用する。

- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の 10 分の 5 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5 の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第 8 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第 41 条第 1 項文末に下記条文を追加する。

「また、第 35 条第 5 項の（ ）内の「工期 270 日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第 36 条 受注者は、前条第 7 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙 1 ～ 4 を参考として実施するも

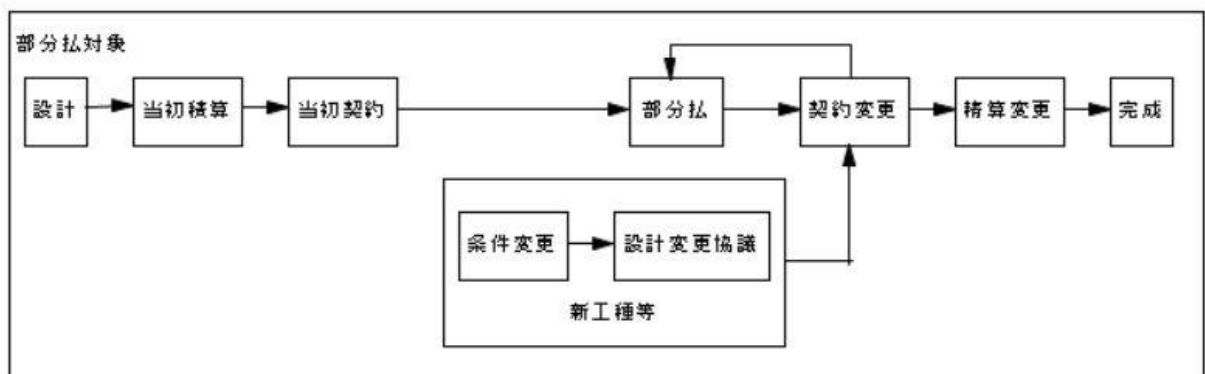
のとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第 38 条第 1 項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素

化・迅速化について（平成 10 年 12 月 11 日付け 10 経第 1984 号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

別紙 1

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第 35 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙 2 は 2 割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙 3 については、本工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であること又は工期 121 日以上経過（ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書 40%以内）は契約原本として保管。別紙 2 及び 3 は、支払に使用。

※ 前払金保証書は 1 回作成する。（2 回作成する必要はない。）

別紙 2 （4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （I）

¥ (工事請負契約書第 35 条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

別紙 3 （出来高認定書受理後に提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第 35 条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前払金請求額 ¥
- 3. 受領済前払金額 ¥
- 4. 未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

別紙 4

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間
認 定 請 求 書

- 1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
- 2. 工 事 場 所
- 3. 請負代金額 ￥
- 4. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第 35 条第 5 項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料 (出来高報告書、履行報告書等) を添付すること。(請負代金額の 10 分の 2 以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期 121 日以上経過 (ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過) の場合)

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

令和 6 年度

玉名横島海岸保全事業

消波施設基礎設置（第二工区 1－2）工事

工 事 数 量 表
【当初】

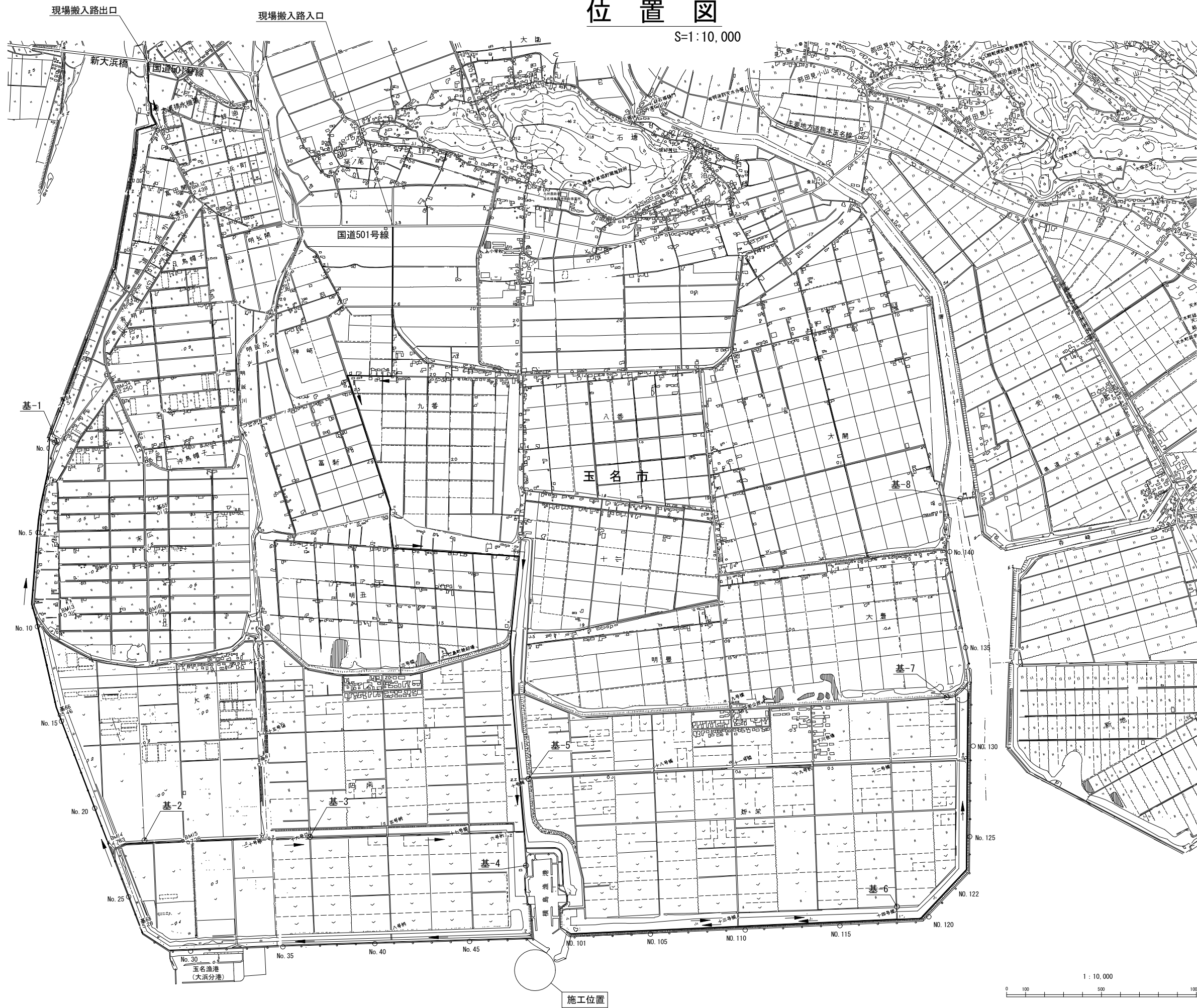
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 離岸堤基礎工	第二工区 1			「概」と表示しているものは概数数量発注による数量
(1) 捨石工				
捨石工	捨石 300kg～600kg, 海上投入	m3	7,120	「概」
捨石工	捨石 10kg～200kg, 海上投入	m3	400	「概」
2. 撤去工				
(1) コンポス撤去工				
コンポス撤去工		本	486	「概」
3. 復旧工				
(1) コンポス復旧工				
コンポス復旧工		本	486	「概」
4. その他				
(1) 技術管理費				
沈下板継足	1m	本	11	「概」
動態観測（沈下）		回	70	「概」
動態観測（変位）		回	70	「概」

令消和施6年基礎設置名横島海区岸保全工事事業				（第2工区1-2）			
図 面 目 録							
図面番号	図 面 名 称					枚 数	備考
1	位置図					1	
2	計画断面図					1	
3	標準断面図					1	
4	横断面図					2	
5	動態観測計画図					1	
6	撤去・復旧工図					1	
	合 計					7	

位置図

S=1:10,000

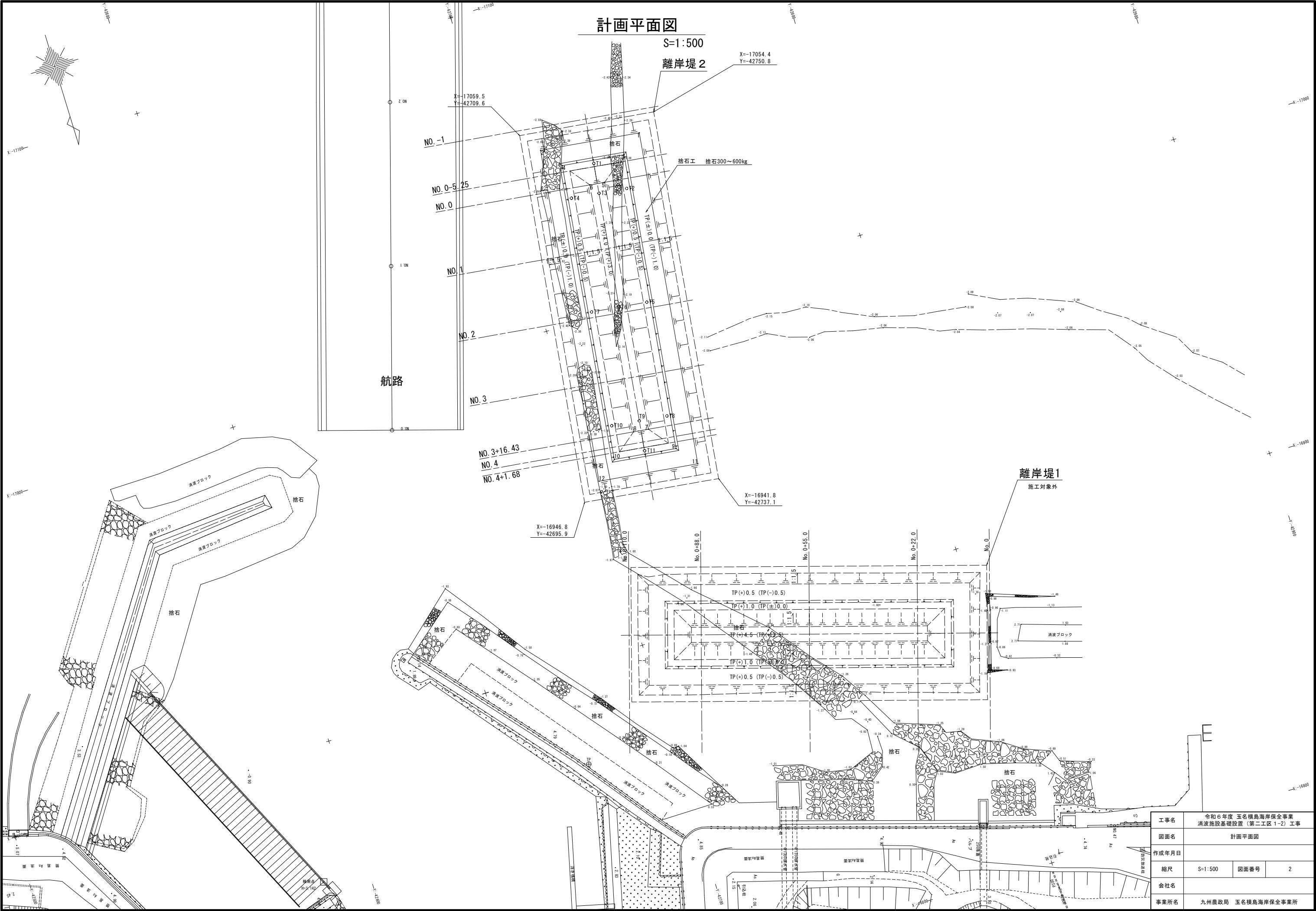


基準点座標一覧表 (R5成果 世界測地系)

測点名	X	Y	標高 (※日本測地系)
基-1	-13,555.539	-44,245.394	+ 5.174
基-2	-15,694.198	-44,489.474	- 0.227
基-3	-15,963.152	-43,648.964	+ 1.224
基-4	-16,472.371	-42,612.774	+ 6.261
基-5	-16,043.798	-42,448.918	+ 1.235
基-6	-17,310.159	-40,830.866	+ 0.333
基-7	-16,344.334	-40,187.381	+ 5.600
基-8	-15,382.165	-39,831.841	+ 6.354

(注) 座標は世界測地系 (測地成果2000以降)
標高は日本測地系 (測地成果2000以前)

工事名	令和6年度 玉名模島海岸保全事業 消波施設基礎設置 (第二工区 1-2) 工事		
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺	1:10,000	図面番号	1
会社名			
事業者名	九州農政局 玉名模島海岸保全事業所		

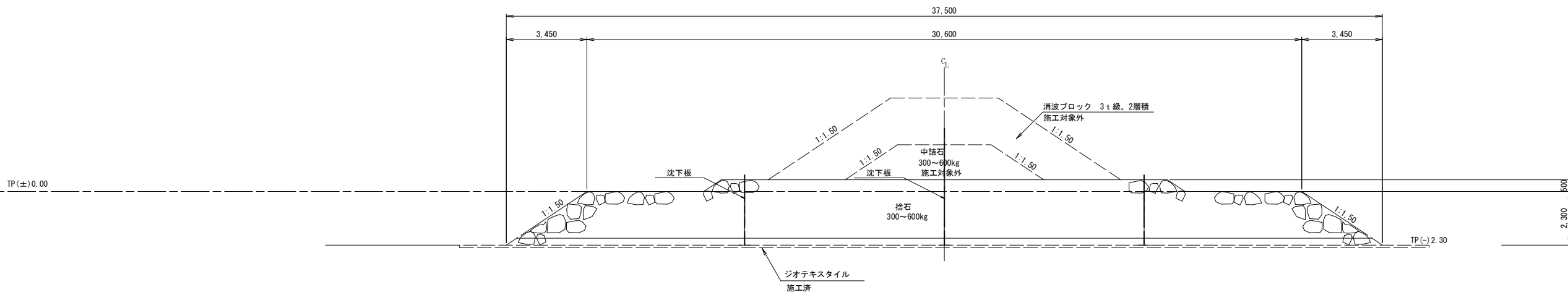


工事名	令和6年度 玉名横島海岸保全事業 消波施設基礎設置（第二工区1-2）工事		
図面名	計画平面図		
作成年月日			
縮尺	S=1:500	図面番号	2
会社名			
事業所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

標準断面図

S=1:100

離岸堤 2

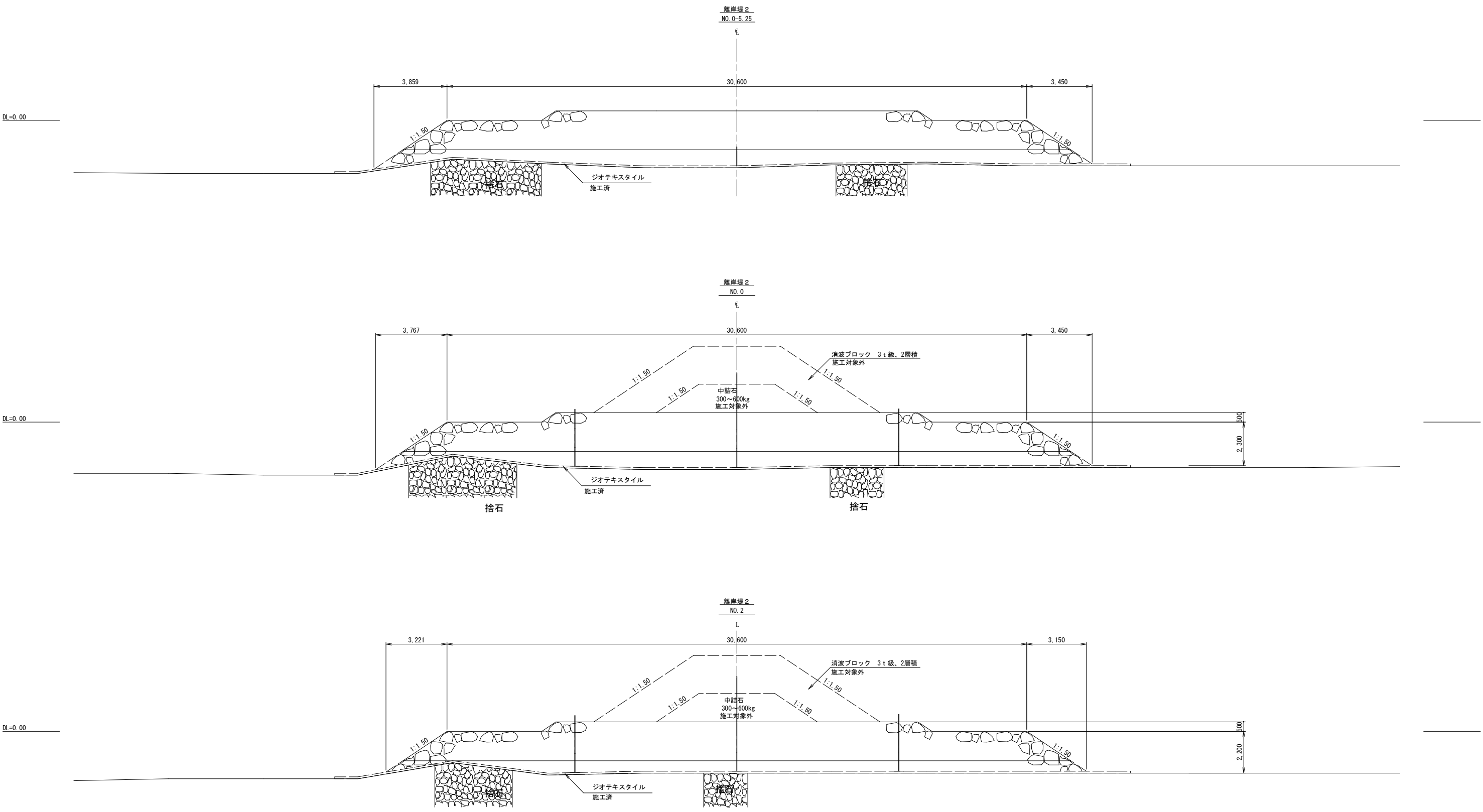


* 沈下板の天端標高は、着工前測量時に確認すること。

工事名	令和6年度 玉名横島海岸保全事業 消波施設基礎設置（第二工区 1~2）工事		
図面名	標準断面図		
作成年月日			
縮 尺	S=1:100	図面番号	3
会社名			
事務所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

横断図 (1)

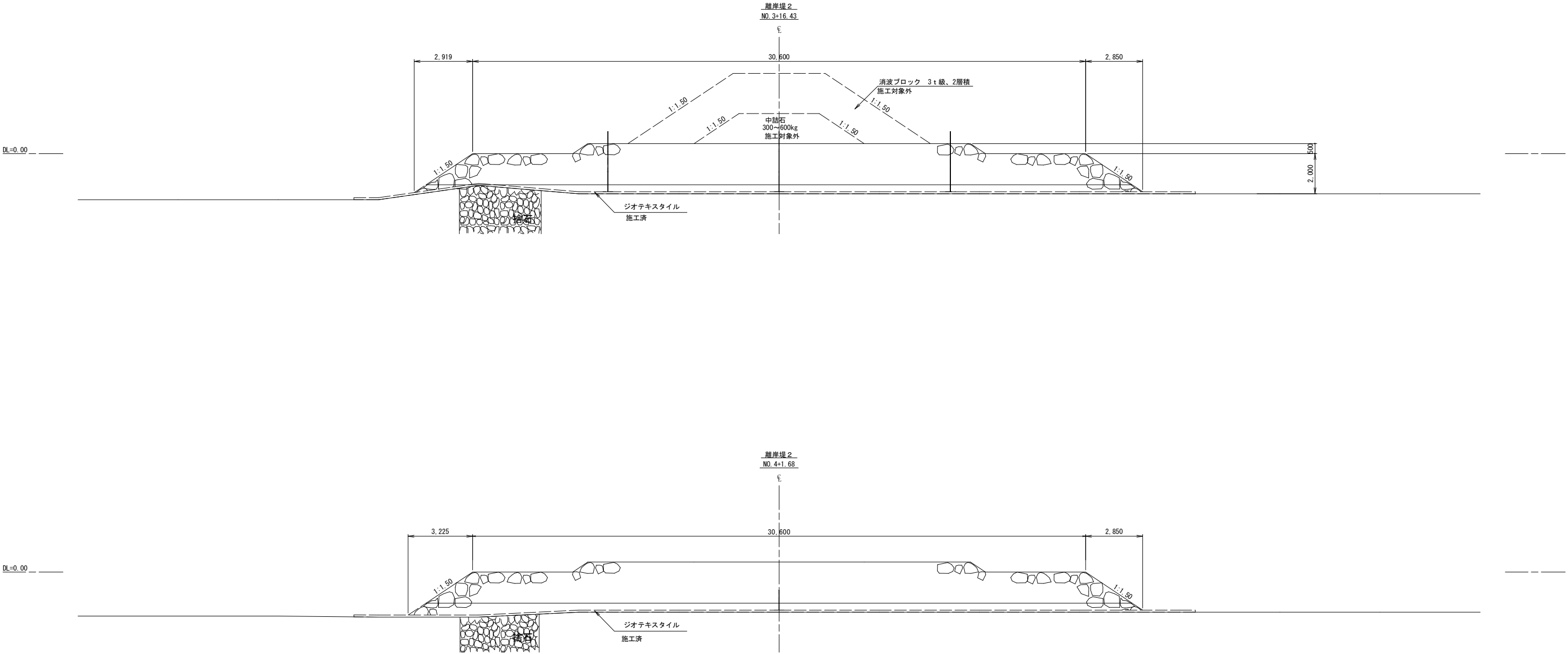
S=1:100



工事名	令和6年度 玉名横島海岸保全事業 消波施設基礎設置(第二工区1~2)工事		
図面名	横断図 (1)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:100	図面番号	4-1/2
会社名			
事務所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

横断図 (2)

S=1:100

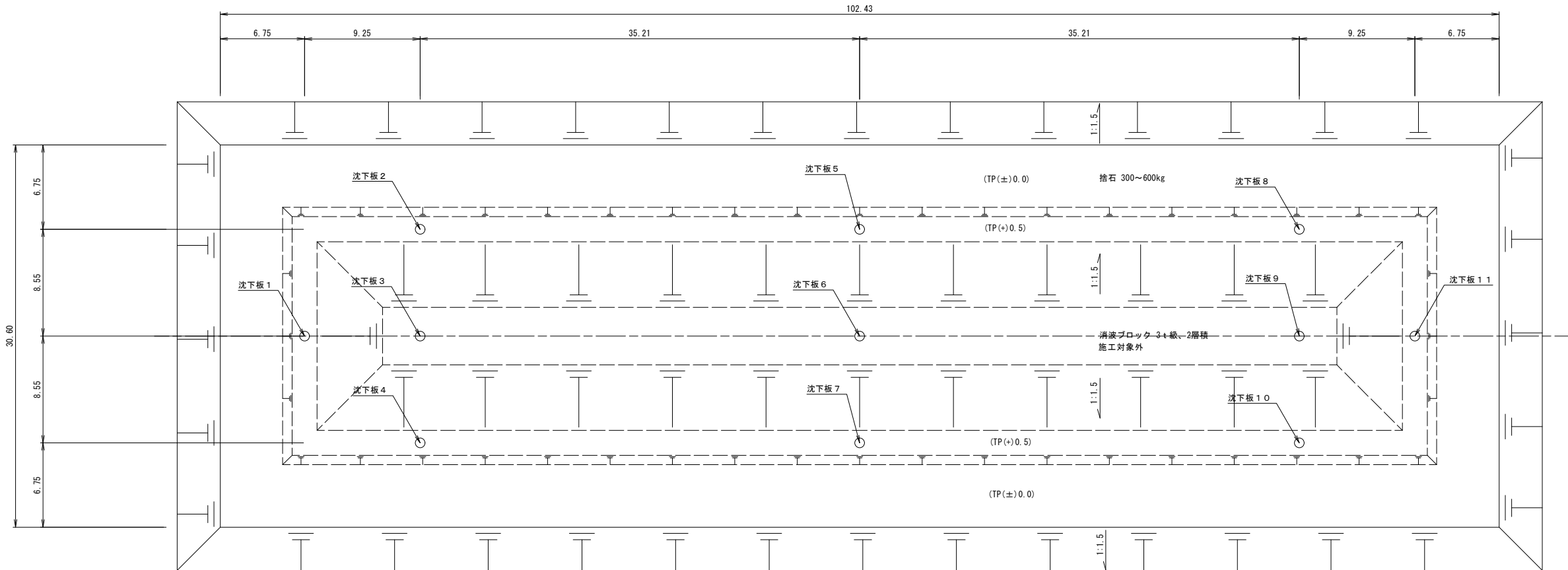


工事名	令和6年度 玉名横島海岸保全事業 消波施設基礎設置（第二工区1-2）工事		
図面名	横断図 (2)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:100	図面番号	4-2/2
会社名			
事務所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

動態観測計画図

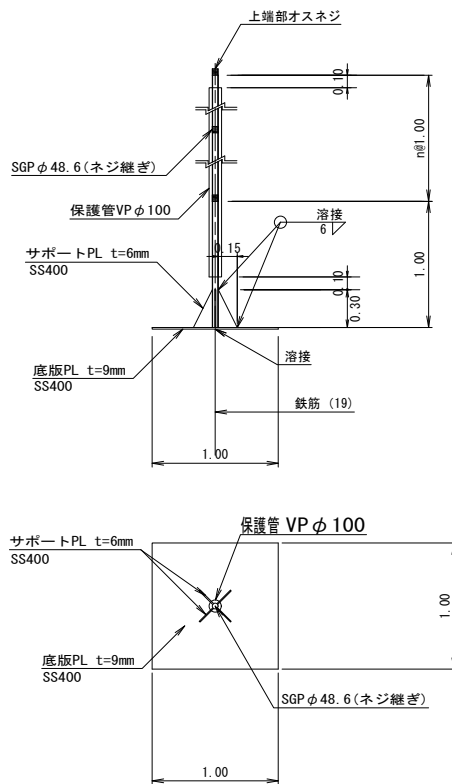
離岸堤 2 計画平面図

S=1:200



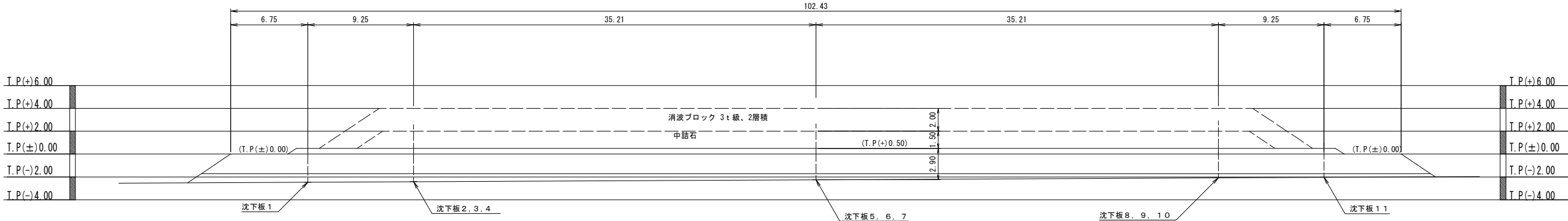
沈下板構造図

S=1:30



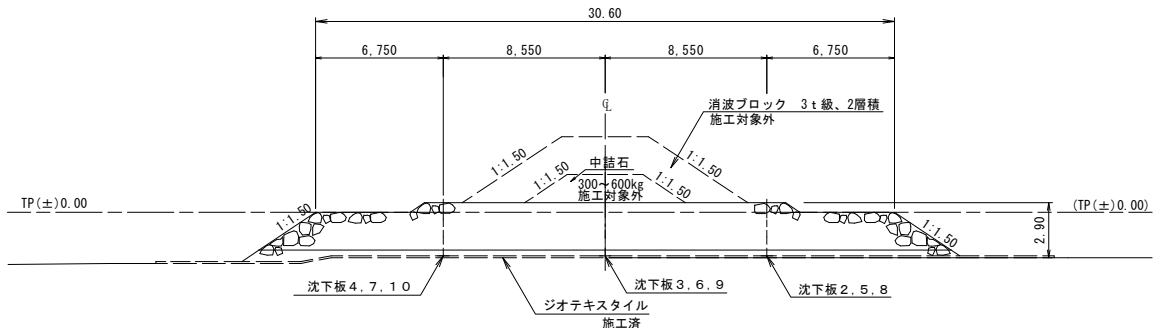
計画縦断面図

S=1:200



標準断面図

S=1:200



沈下板数量表

沈下板 1		沈下板 2		沈下板 3		沈下板 4		沈下板 5		沈下板 6	
沈下板	継ロッド長	沈下板	継ロッド長	沈下板	継ロッド長	沈下板	継ロッド長	沈下板	継ロッド長	沈下板	継ロッド長
—	1m	—	1m	—	1m	—	1m	—	1m	—	1m

沈下板 7		沈下板 8		沈下板 9		沈下板 10		沈下板 11		備考
沈下板	継ロッド長	沈下板	継ロッド長	沈下板	継ロッド長	沈下板	継ロッド長	沈下板	継ロッド長	
—	1m	—	1m	—	1m	—	1m	—	1m	沈下板は設置済

工事名	令和6年度 玉名横島海岸保全事業 消波施設基礎設置 (第二工区1-2) 工事		
図面名	動態観測計画図		
年月日			
尺度	図示	図面番号	5
会社名			
事業所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

